

水産体験学習プログラム企画運営業務 仕様書

1. 業務名称

水産体験学習プログラム企画運営業務

2. 業務目的

神戸市立水産体験学習館が令和5年度に休館することから、体験学習館がこれまで担ってきた市民の漁業に対する理解醸成や漁業振興に資することを目的とした「水産体験学習プログラム」を市域で実施する。

※水産体験学習プログラムとは、市内漁業者と連携した漁業体験や里海学習、市内産魚介類を使用した魚食普及活動など、市民の漁業に対する理解醸成や漁業振興に資する体験学習のこと。

【参考】過去に水産体験学習館で実施した事業（抜粋）

塩づくり・乾のりづくり体験、稚魚放流体験、海の生物のタッチプール
漁業者と連携した魚食イベント、地引網体験、海の生物観察会

3. 業務内容

市民が参加できる市内漁業者と連携して実施する漁業に関する「水産体験学習プログラム」を企画提案し、本市と協議のもと決定した内容を実施する。

(1) 企画運営

- ・神戸市内にて水産体験学習プログラムを企画し、開催する。
- ・プログラムについて、企画・運営に関する業務全般を行う。
- ・プログラムの参加費用は、本市の承認のうえで受託者が設定することができるが、最大実費分とし、本業務の収入として取り扱い、収支計画に反映する。
- ・プログラムの開催日数は最低20日とする。

(2) 広報

- ・主な参加対象は神戸市民とし、チラシ・HP・SNS等により効果的な広報を行う。
- ・広報紙KOBE、神戸市の記者資料提供等の利用は可能である。

4. 納品物

- (1) 事業完了報告書（各プログラムの内容・参加人数、収支決算）
- (2) 広報物などの画像等データファイル

5. 本市との調整

(1) 各種計画書の提出

- ①各プログラムの広報前に計画書を本市に提出し、本市の承認を得ること。
- ②本業務を実施する中で、本市から依頼があれば速やかに対応すること。
- ③事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
- ④その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 打合せ

- ①プログラム実施にあたり、適宜本市と打合せを行うこと。
- ②打合せ終了後に議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

6. 契約金額の上限

上限 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日

8. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等に当たるものとする。
- (2) プログラムごとに進行管理を担う進行管理者を配置すること。(重複可)
- (3) (1)は、契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

9. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

10. その他留意事項

- (1) 事業実施に必要な備品等は受託者が準備すること。
なお、神戸市立栽培漁業センターにて生産する稚魚約7千尾(ヒラメ、タイ)を放流体験等に活用することが可能である。※放流時期：6月～11月
- (2) 開催場所の確保は受託者が行うこと。
なお、プログラムの実施会場として、閉館中の神戸市立水産体験学習館(神戸市垂水区海岸通12番4号)を使用することも可能である。
- (3) 天候、災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、予備日を設定するなど他の方法により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (4) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあつては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。